

### 第3 「連結法人税の重加算税の取扱いについて」関係

平成16年3月26日付課法2-6ほか3課共同「連結法人税の重加算税の取扱いについて」（事務運営指針）のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>標題のことに、国税通則法（以下「通則法」という。）第68条第1項若しくは第2項又は第4項の規定の適用に関し留意すべき事項等をおおりに定めたから、今後処理するものからこれにより取り扱われたい。</p> <p>（趣旨）</p> <p>連結法人税（連結所得に対する法人税をいう。以下同じ。）の重加算税の賦課等に関する取扱基準の整備等を図ったものである。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p><b>第1 賦課基準</b></p> <p>（<u>隠蔽</u>又は<u>仮装</u>に該当する場合）</p> <p>1 通則法第68条第1項又は第2項に規定する「国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を<u>隠蔽</u>し、又は<u>仮装</u>し」とは、連結法人に、例えば、次に掲げるような事実（以下「不正事実」という。）がある場合をいう。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) (省略)</p> <p>(5) (省略)</p> <p>(6) (省略)</p> <p>2～4 (省略)</p>	<p>標題のことに、国税通則法（以下「通則法」という。）第68条第1項又は第2項の規定の適用に関し留意すべき事項等をおおりに定めたから、今後処理するものからこれにより取り扱われたい。</p> <p>（趣旨）</p> <p>連結法人税（連結所得に対する法人税をいう。以下同じ。）の重加算税の賦課等に関する取扱基準の整備等を図ったものである。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p><b>第1 賦課基準</b></p> <p>（<u>隠ぺい</u>又は<u>仮装</u>に該当する場合）</p> <p>1 通則法第68条第1項又は第2項に規定する「国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を<u>隠ぺい</u>し、又は<u>仮装</u>し」とは、連結法人に、例えば、次に掲げるような事実（以下「不正事実」という。）がある場合をいう。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) (同左)</p> <p>(4) (同左)</p> <p>(5) (同左)</p> <p>(6) (同左)</p> <p>2～4 (同左)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(<u>隠蔽仮装に基づく連結欠損金額の繰越しに係る重加算税の課税年度</u>)</p> <p>5 (省略)</p>	<p>(<u>隠ぺい仮装に基づく連結欠損金額の繰越しに係る重加算税の課税年度</u>)</p> <p>5 (同左)</p>
<p>(<u>隠蔽仮装に基づく合併前事業年度等の欠損金相当額の損金算入に係る重加算税の課税年度</u>)</p> <p>6 (省略)</p>	<p>(<u>隠ぺい仮装に基づく合併前事業年度等の欠損金相当額の損金算入に係る重加算税の課税年度</u>)</p> <p>6 (同左)</p>
<p><b>第2 <u>重加算税の取扱い</u></b></p> <p><b>(<u>通則法第68条第4項の規定の適用に当たっての留意事項</u>)</b></p> <p>1 <u>通則法第68条第4項の規定の適用に当たっては、次の点に留意する。</u></p> <p>(1) <u>通則法第119条第4項の規定により無申告加算税又は重加算税の全額が切り捨てられた場合には、通則法第68条第4項に規定する「無申告加算税等を課され、又は徴収されたことがあるとき」に該当しない。</u></p> <p>(2) <u>通則法第68条第4項の規定の適用上、連結法人の行為に基因する同項に規定する無申告加算税等(以下(2)において「無申告加算税等」という。)は、連結親法人が課されたことがあるものとして取り扱う。</u></p> <p><u>また、連結親法人の連結納税を適用する前の各事業年度の法人税について無申告加算税等を課された場合であっても、無申告加算税等が課されたことがあるものとして取り扱う。</u></p> <p>(注) <u>連結法人(連結親法人を除く。)の連結納税を適用する前の各事業年度の法人税について無申告加算税等を課されていたとしても、当該連結親法人について無申告加算税等を課されたことがあるときには該当しない。</u></p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><b>第3 重加算税の計算</b></p> <p>(重加対象税額の計算の基本原則)</p> <p>1 重加算税の計算の基礎となる税額は、通則法第68条及び国税通則法施行令第28条の規定により、その基因となった更正、決定、修正申告又は期限後申告（以下「更正等」という。）があった後の税額から<u>隠蔽</u>又は偽装をされていない事実だけに基づいて計算した税額を控除して計算するのであるが、この場合、その<u>隠蔽</u>又は偽装をされていない事実だけに基づいて計算した税額の基礎となる連結所得金額は、その更正等のあった後の連結所得金額から不正事実に基づく連結所得金額（以下「重加対象連結所得」という。）を控除した金額を基に計算する。</p> <p>(重加対象連結所得の計算)</p> <p>2 <u>第3</u>の1の場合において、重加対象連結所得の計算については、次による。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) (省略)</p> <p>3 (省略)</p> <p>(重加算税を課す連結留保金額の計算等)</p> <p>4 連結親法人が特定同族会社である場合において、重加対象連結所得から留保した部分の金額（以下「連結留保金額」という。）に対して課される法人税法第81条の13第1項(連結特定同族会社の特別税率)の規定による法人税額については、重加算税を課すことになる。この場合、その課税の</p>	<p><b>第2 重加算税の計算</b></p> <p>(重加対象税額の計算の基本原則)</p> <p>1 重加算税の計算の基礎となる税額は、通則法第68条及び国税通則法施行令第28条の規定により、その基因となった更正、決定、修正申告又は期限後申告（以下「更正等」という。）があった後の税額から<u>隠ぺい</u>又は偽装をされていない事実だけに基づいて計算した税額を控除して計算するのであるが、この場合、その<u>隠ぺい</u>又は偽装をされていない事実だけに基づいて計算した税額の基礎となる連結所得金額は、その更正等のあった後の連結所得金額から不正事実に基づく連結所得金額（以下「重加対象連結所得」という。）を控除した金額を基に計算する。</p> <p>(重加対象連結所得の計算)</p> <p>2 <u>第2</u>の1の場合において、重加対象連結所得の計算については、次による。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) (同左)</p> <p>3 (同左)</p> <p>(重加算税を課す連結留保金額の計算等)</p> <p>4 (同左)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>対象となる連結留保金額は、更正等の後の連結留保金額から重加算税を課さない部分の連結留保金額を控除して計算するものとし、その重加算税を課さない部分の連結留保金額の計算については、その計算上控除すべき同法第81条の13第2項の法人税額及び地方法人税額並びに道府県民税及び市町村民税の額は、それぞれ次に掲げる金額による。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 道府県民税及び市町村民税の額 原則として当該更正等がある前の各連結法人の個別所得金額を基礎として計算した金額の合計額（<u>通則法第65条第4項第1号</u>に規定する正当な理由があると認められる事実がある場合には、当該事実のみに基づく更正等があったものとした場合の各連結法人の個別所得金額を基礎として計算した金額の合計額）</p>	<p>(1) (同左)</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) 道府県民税及び市町村民税の額 原則として当該更正等がある前の各連結法人の個別所得金額を基礎として計算した金額の合計額（<u>通則法第65条第4項</u>に規定する正当な理由があると認められる事実がある場合には、当該事実のみに基づく更正等があったものとした場合の各連結法人の個別所得金額を基礎として計算した金額の合計額）</p>